

○明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例

平成17年3月29日条例第19号

改正

平成18年9月27日条例第60号

平成19年12月25日条例第44号

平成25年3月15日条例第3号

平成25年3月29日条例第21号

平成26年3月31日条例第12号

平成30年6月29日条例第34号

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 ラブホテルの建築等に関する規制（第4条—第17条の2）

第3章 パチンコ店及びゲームセンターの建築等に関する規制（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

第5章 罰則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市内におけるラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等について必要な規制を行うことにより、良好な教育環境を保全し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

（2） ラブホテル 別表第1に定める構造及び設備を有しないホテル等をいう。

（3） パチンコ店 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定するぱちんこ屋の営業の用に供する施設をいう。

（4） ゲームセンター 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する営業の用に供する施設をいう。

（5） 建築等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替若しくは同法第87条第1項に規定する用途の変更又は別表第1各号のいずれかに該当する構造若しくは設備の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をいう。

（6） 外観等 施設の色彩、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。）その他の施設の外観をいう。

（建築主等の管理責任）

第3条 ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等をしようとし、若しくは建築等をした建築主又は所有者若しくは管理者（以下「建築主等」という。）は、当該施設が良好な教育環境を害することのないよう努めなければならない。

第2章 ラブホテルの建築等に関する規制

（事前届出）

第4条 ホテル等の建築等をしようとする者は、あらかじめ規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、ホテル等の建築等に関し建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を要する場合は、当該建築確認の申請をする日の90日前までに市長に提出しなければならない。

（ラブホテルの判定）

第5条 市長は、前条の規定による届出書の提出を受けたときは、当該届出に係るホテル等がラブホテルに該当するか否かを判定し、その結果を届出者に通知しなければならない。

(建築の同意)

第6条 ラブホテルの建築等をしようとする者は、あらかじめ規則で定める申請書を市長に提出し、その同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意をする場合においては、当該ラブホテルの外観等についての条件その他の教育環境の保全のために必要な条件を付することができる。

(同意の基準)

第7条 市長は、前条第1項の同意を求められた場合において、当該同意の申請に係るラブホテルの敷地が次に掲げる用途地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)又は区域に位置するときは、同項の同意をしてはならない。ただし、その建築等が周辺の良い教育環境を害するおそれがないと市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)以外の用途地域

(2) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域

(3) 商業地域において、次に掲げる区域

ア 別表第2第1号から第6号までに掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね200メートル以内の区域

イ 別表第2第7号及び第8号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね150メートル以内の区域

(4) 市長が告示で定める通学路の側端からおおむね50メートル以内の区域

(同意の失効)

第8条 第6条第1項の同意は、申請者が当該同意を受けた日の翌日から起算して1年以内に当該同意に係るラブホテルの建築等に着手していないときは、その効力を失うものとする。ただし、市長が災害その他の特別な事由があると認めたときは、この期間を1年を超えない範囲内で延長することができる。

(勧告)

第9条 市長は、第6条第1項の同意を得ずに、若しくは同条第2項の規定により付された条件に違反して、又は同条第1項の同意を得た建築等の計画を変更して、ラブホテルの建築等をしようとし、又は建築等をした者に対し、当該ラブホテルの建築等について、必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(中止命令等)

第10条 市長は、建築主等が第6条第1項の同意を得ずに、若しくは同条第2項の規定により付された条件に違反して、又は同条第1項の同意を得た建築主等が当該同意に係る建築等の計画を変更して、ラブホテルの建築等をしようとし、又は建築等をしたときは、当該建築主等又は当該ラブホテルに関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者に対して、当該工事の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付して当該工事の変更その他の必要な措置をとることを命じることができる。

(事実の公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた建築主等が当該命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により事実の公表を行うときは、あらかじめ当該事実を公表される建築主等に対し弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築主等に対し、ラブホテルの建築等に係る事項についての報告又は資料の提出を命じることができる。

2 市長は、前項の報告、資料等により、ラブホテルがその周辺の良い教育環境を害すると認めるときは、その建築主等に対し、当該ラブホテルの外観等の変更その他の教育環境の保全のために必要な措置をとることを命じることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にラブホテル若しくはその敷地又はその建築等の現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(計画の公開)

第14条 ラブホテルの建築等（建築確認を要するものに限る。以下本条及び次条において同じ。）をしようとする者は、次条第1項の事前説明会の開催前に、規則で定めるところにより、当該ラブホテルの敷地内で公衆の見やすい場所に、当該ラブホテルの建築等の計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

(事前説明会)

第15条 ラブホテルの建築等をしようとする者は、当該ラブホテルに係る建築確認の申請をする日の60日前までに建築予定地周辺の住民、教育機関の関係者等（以下「住民等」という。）を対象とした事前説明会を開催し、当該ラブホテルの建築等の計画についての説明を行わなければならない。

2 前項の規定により事前説明会を開催する者（次項において「開催者」という。）は、ラブホテルの建築等の計画について、住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 開催者は、開催した事前説明会に関する報告書を作成し、第6条第1項に規定する申請書の提出の際に、市長に提出しなければならない。

4 第1項の事前説明会の開催方法等については、規則で定める。

(意見書)

第16条 前条第1項に規定する事前説明会に参加した住民等は、ラブホテルの建築等の計画について、当該事前説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日までに、良好な教育環境の保全の見地から市長に意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出に関する事項は、規則で定める。

(審査会の設置)

第17条 ホテル等の建築等に関する事項を調査審議するため、明石市ホテル等建築審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の意見聴取)

第17条の2 市長は、第5条に規定する判定をする場合又は第6条第1項に規定する同意をするかどうかを判断する場合は、審査会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、前項の審査会の意見を尊重して、第6条第1項に規定する同意をするかどうかを判断しなければならない。

第3章 パチンコ店及びゲームセンターの建築等に関する規制

(事前協議)

第18条 パチンコ店又はゲームセンター（以下「パチンコ店等」という。）の建築等をしようとする者は、あらかじめ規則で定める届出書を市長に提出して、パチンコ店等の構造及び外観等について市長と協議をしなければならない。この場合において、パチンコ店等の建築等に関し建築確認を要する場合は、当該建築確認の申請をする日の90日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、パチンコ店等の構造及び外観等がその周辺の良い教育環境を害するおそれがあると認めるときは、その建築主等に対し、当該パチンコ店等の構造及び外観等の変更その他の教育環境の保全のために必要な措置をとることを求めることができる。

(計画の公開)

第19条 次に掲げる用途地域又は区域においてパチンコ店等の建築等（建築確認を要するものに限る。）をしようとする者は、次条第1項の事前説明会の開催前に、規則で定めるところにより、当該パチンコ店等の敷地内で公衆の見やすい場所に、当該パチンコ店等の建築等の計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。

(1) 商業地域以外の用途地域

(2) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域

(3) 商業地域において、次に掲げる区域

ア 別表第2第1号から第6号までに掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね200メートル以内の区域

イ 別表第2第7号及び第8号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね150メートル以内の区域

(4) 市長が告示で定める通学路の側端からおおむね50メートル以内の区域

(事前説明会)

第20条 前条に定めるパチンコ店等の建築等をしようとする者は、当該パチンコ店等に係る建築確認の申請をする日の60日前までに建築予定地周辺の住民等を対象とした事前説明会を開催し、当該パチンコ店等の建築等の計画についての説明を行わなければならない。

2 前項の規定により事前説明会を開催する者は、パチンコ店等の建築等の計画について、住民等の理解を得るよう努めなければならない。

3 第1項の事前説明会の開催方法等については、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第22条 第10条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第13条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第4条又は第18条第1項の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書を提出した者

(2) 第6条第1項の同意を得ずにラブホテルの建築等をした者

(3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

(4) 第15条第1項又は第20条第1項の規定による事前説明会の開催をしなかった者

(5) 第15条第3項の規定による報告書の提出をしなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。ただし、第17条、別表第1第10号及び別表第2第8号（審査会の意見を聴くことに係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する施設については、この条例は適用しない。

(1) この条例の施行の際、既に明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第48条第1項に規定する届出をしている施設

(2) この条例の施行の際、既に存するラブホテル及びパチンコ店等

3 前項の規定によりこの条例を適用しないとされる施設（パチンコ店等を除く。）であっても、平成25年4月1日以後においては、その建築等について、この条例を適用する。ただし、増築後の床面積の合計が平成25年4月1日における床面積の1.2倍を超えない増築をする場合については、第6条から第11条まで、第13条から第16条まで、第3章及び第5章（第24条第1号を除く。）の規定は適用しない。

4 前項ただし書が適用される場合においては、第12条第1項及び第2項中「命じる」とあるのは「勧告する」と読み替えるものとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表明石市建築審査会委員の項の次に次のように加える。

明石市ホテル等建築審査会会長	//	10,600円	//
明石市ホテル等建築審査会委員	//	9,800円	//

(明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の一部改正)

6 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を次のように改正する。

第48条第1項第5号及び第6号を削る。

第49条第1項に次のただし書を加える。

ただし、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例（平成17年条例第19号）第14条又は第19条の標識を設置する場合は、この限りでない。

第49条第2項に次のただし書を加える。

ただし、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第15条第1項又は第20条第1項の事前説明会を開催する場合は、この限りでない。

附 則（平成18年9月27日条例第60号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第44号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に建築確認の申請書が受理されている、又は工事に着手している建築等については、この条例による改正後の明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例附則第3項及び第4項の規定は適用しない。

附 則（平成25年3月29日条例第21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(1) 外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中に自由に入出入りすることのできる玄関

(2) 受付及び応接の用に供する帳場、フロント等の設備

(3) 宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常利用するもので、帳場、フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の設備

(4) 自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室、談話室等の設備

(5) 会議、催物、宴会等に使用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有する会議室、集会室、大広間等の設備

(6) 食堂、レストラン等及びこれらに付随する調理室、配膳室等の設備

(7) 自由に利用することのできる男女別便所

(8) 付近の良好な教育環境を損なわない外観

(9) 個々の客室の出入口に自動車の車庫又は駐車場が接続せず、又は接近していない構造

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める構造又は設備

別表第2（第7条、第19条関係）

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する

博物館に相当する施設

- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (6) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、市が設置するもの
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設のうち知的障害者を対象とするものその他これに類する施設として規則で定めるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が審査会の意見を聴いた上で、規則で定める施設